

保険医療機関様

千葉県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

診療報酬明細書「摘要」欄の記載事項について

平素、診療報酬の請求事務等につきましては、格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年3月「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部が改正され、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項が示されました。
これに伴い、電子レセプトによる請求の場合には、令和2年10月診療分以降、別表I「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目について該当するコードを選択の上、請求することとなっております。下記の例を参考に記載要領に基づき該当するコードを選択してください。該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、「返戻」となります。

なお、別表I等の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(令和2年3月27日付け保医発0327第1号)を御参照ください。(https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000613534.pdf)

また、社会保険診療報酬支払基金千葉支部より同様の通知文書が送付される予定でありますことを申し添えます。

記

別表I診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科) <一部抜粋>

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
72	I 000-2	咬合調整	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添2第2章第8部I000-2咬合調整の(1)のイからホまでのいずれに該当するか又は矯正治療によるものかを記載すること。また、その他の理由による場合は、その理由を具体的に記載すること。	820100323	イ 歯周炎に対する歯の削合
				820100324	ロ 歯ぎしりに対する歯の削合
				820100325	ハ 過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部等の削合
				820100326	ニ レスト製作のための削合
				820100327	ホ 咬合性外傷等を起こしている場合の歯冠形態修正
				820100771	へ 矯正治療によるもの
				830100375	咬合調整その他理由；*****

千葉県国民健康保険団体連合会
業務第二部歯科課 電話 043-254-7226